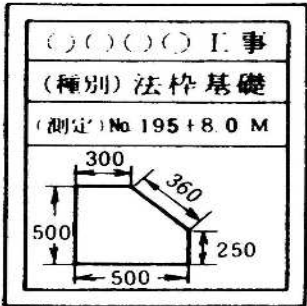
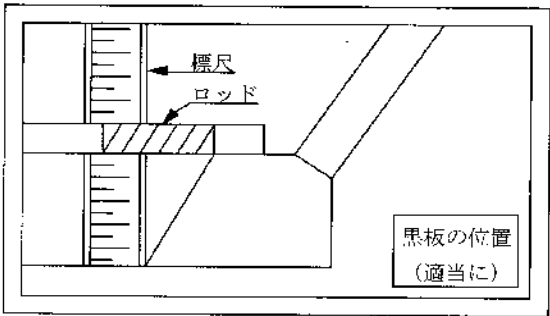


別表第 2

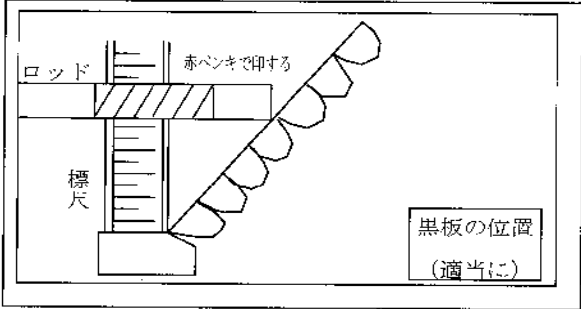
撮影記録による出来形管理

撮影記録による出来形管理

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1 共 通 工 事	1. 一 般	1. 工事着手前及び完成後の全景 (できるだけ同一位置から撮影する。) 2. 施工状況, 施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工関係で埋設される部分, 完成後明視できない部分などについては, 特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。	
	2	塩化物含有量試験	試験実施状況について撮影する。 ※圧縮強度試験については、試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるものとする。
		スランプ試験	
		圧縮強度試験	
	セメントコンクリート	空気量測定	
		品質に変化が見られた場合	
		曲げ強度試験	
		ひび割れ調査	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に 1 回
		コアによる強度試験	
		品質に異常が認められた時	
	3. 掘 削	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	掘削幅, 掘削深さ, 法長, 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。
	4. 盛 土	上記と同一	盛土幅, まさ出し厚さ, 転圧, 法長, 法面(芝), 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。
	5. 石積 (張) ブロック積(張)	施工延長おおむね40～80mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	床掘, 基礎関係, 裏込, その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法
1. 撮影箇所の確認，寸法の判定ができるよう工夫する。 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し，整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測 点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略 図 3. 写真は原則としてカラー撮影とする。 なお，写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。 黒板記入例  写真例（基礎の高さ） 	1. 写真は施工の時期，工種，施工の順序が判定できるよう整理し、成果品(電子媒体含む)に編集する。 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し，寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。 3. 工事写真の編集等については，富山県電子納品運用ガイドライン（案）「土木工事編」を参照すること。

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1 共 通 工 事	6. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量, リバウンド量, その他必要箇所を撮影する。
	7. 矢板打工	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	偏心量, その他必要箇所を撮影する。
	8. オープンケーソン	構造の寸法標示箇所を1ロットごとに撮影する。	幅, 長さ, 高さ, 配筋, その他必要箇所を撮影する。
	9. コンクリート吹付工 モルタル吹付工	施工延長おおむね200～400㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法面状況, 法勾配, 法長, 厚さ, ラス張, アンカー打込み, その他必要箇所を撮影する。
	10. 栗石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅, 厚さ, 転圧, 粒径, その他必要箇所を撮影する。
	11. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、RC橋、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀, 基礎, 幅, 厚さ, 配筋, 高さ, その他必要箇所を撮影する。
	12. 精度を要するものの、分土工計量部、ゲート戸当部、橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅, 厚さ, 高さ, 配筋, その他必要箇所を撮影する。
	13. U 字 溝 U字フリーム ベンチフリーム	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	U字溝布設, その他必要な箇所を撮影する。
	14. 土 水 路	施工延長おおむね200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は, 1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅, 厚さ, 高さ, 法勾配, その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法
4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整数値とする。 写 真 例 	

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1 共 通 工 事	15. 鉄筋組立	1 スパン（1 打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、平均間隔、その他必要箇所を撮影する。
	16. アンカー工	1 施工箇所に 1 回	削孔深さは削孔後、配置誤差は施工後に撮影する。
	17. 鉄筋挿入工	1 施工箇所に 1 回	削孔深さは削孔後、配置誤差は施工後に撮影する。
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね1ha当たり 1 箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。
	2. 基盤造成 表土整地	上記と同一	基盤面、表土埋戻し後を撮影する。
	3. 畦畔復旧	施工延長おおむね200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路工 (砂利道)	幹線道路は、50～100mにつき 1 箇所の割合で、支線道路は、200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	まき出し厚、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕	おおむね1ha当たり 2～3箇所撮影するほか、つば掘りは2ha当たり 1 箇所の割合で撮影する。	耕起深、つば掘りを撮影する。
	2. テラス (階段畑)	テラス延長100～200mにつき 1 箇所の割合で撮影する。上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、耕起幅、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	3. 道路工 (耕作道)	施工延長おおむね100～200mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、法勾配、側溝幅を撮影する。
	4. 土壌改良	おおむね2ha当たり 1 箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5. 改良山成	測定点2～3箇所につき 1 箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
舗装工事・道路改良工事	1. 路 盤 工	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	2. 路 床 安 定 処 理 工	上記と同一	上記と同一
	3. 路 盤 工	上記と同一	上記と同一
	4. コンクリート及びアスファルト舗装工	上記と同一	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	5. 砂利舗装工	上記と同一	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	6. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。その他掘削タイプの変化するごとに1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
	7. 道路トンネル（NATM）	掘削はタイプの変化するごとに1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。
5 水路トンネル工事	1. 水路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。その他は掘削タイプの変化するごとに1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
6 水路工事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 現場打サイホン	上記と同一	上記と同一
	3. 現場打暗渠	上記と同一	上記と同一

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
6 水 路 工 事	4. 鉄筋コンクリート大型フューム 鉄筋コンクリートL形水路	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は2 箇所撮影する。	鉄筋コンクリート大型フュームについては、布設、その他必要箇所を鉄筋コンクリートL型水路については、幅、厚さ、布設、その他必要箇所を撮影する。
	5. ボックスカルバート水路	上記と同一	高さ、その他必要箇所を撮影する。
7 排 水 路 工 事 ・ 河 川 工 事	1. コンクリート法 覆工 アスファルト法 覆工	上記と同一	幅、厚さ、法長、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	上記と同一	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する
	3. ライニング水路 連節ブロック張 コンクリートマ ット	上記と同一	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。
8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 (砂基礎及び 埋戻し等)	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は2 箇所撮影する。	基礎、埋戻しの厚さ、幅、まき出し、締固め状況等を撮影する。
	2. 管 水 路 (遠心力鉄筋コ ンクリート管)	上記と同一	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
	3. 管 水 路 (強化プラスチック) 複合管 ダクティル鉄鉄 管	上記と同一	上記と同一

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
8 管 水 路 工 事	4. 管 水 路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は2 箇所撮影する。	管布設状況，外観検査，ジョイント 関係，その他必要箇所を撮影する。
	5. 管 水 路 (鋼 管)	上記と同一	芯出し据付け状況，溶接作業，清掃 状況，塗装，非破壊検査，ピンホール 検査，膜厚検査その他必要箇所を 撮影する。
	6. 管 水 路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2 箇所につき1 箇所の 割合で撮影する。ただし，測定箇所 が2 箇所のみの場合は2 箇所共撮影 する。	マーキング関係， D_h 及び D_v 寸 法，その他必要な事項について撮 影する。
	7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は2 箇所撮影する。 たわみ量測定箇所2 箇所につき1 箇所の 割合で撮影する。ただし，測定箇所 が2 箇所のみの場合は2 箇所共撮影 する。	セグメント設置状況，外観検査， D_h 及び D_v 寸法，その他必要箇所 を撮影する。
	8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一	管布設状況，外観検査，ジョイント 関係， D_h 及び D_v 寸法，その他必 要箇所を撮影する。
	9. 推進工事	上記と同一	上記と同一
9 畑 かん 施 設 工 事	1. スプリンクラー	1ha当たり1～2 箇所の割合で撮影 する。	埋設深を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法
膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は使用済塗料空カン等の撮影を行う。	
D _h 及び D _v 寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。	
上記と同一	
上記と同一	
上記と同一	

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁ごとに撮影する。	P C 鋼線配置状況, 幅, 高さ, その他必要箇所を撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート床版工	幅については1 スパンにつき1 箇所の割合で撮影する。厚さについては施工延長30～60m ² につき1 箇所の割合で撮影する。上記未満は2 箇所で撮影する。	配筋, 幅, 厚さ, その他必要箇所を撮影する。
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	上記と同一	上記と同一
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋 台 工	構造図の寸法標示箇所を1 基ごとに撮影する。	基礎関係, 配筋, 天端長, 敷長, 敷幅, 高さ, 控壁の厚さその他必要箇所を撮影する。 なお, 橋台沓部については, 1 共通工事の11精度を要するものの項に定めるところによる。
	2. 橋 脚 工 (張出式 重力式 半重力式)	上記と同一	基礎関係, 配筋, 天端長, 敷長, 天端幅, 敷幅, 高さ, その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋 脚 工 (ラーメン式)	上記と同一	基礎関係, 配筋, 天端長, 天端幅, 中間幅, 基礎幅, 高さ, 厚さ, その他必要箇所を撮影する。
12 法 面 保 護 工 事	1. 法面保護工事	客土吹付, 有機基材吹付工は施工面積おおむね200～400m ² につき1 箇所の割合で撮影する。 その他は1,000m ² に1 箇所, 上記未満は2 箇所撮影する。	法面状況, 法面清掃, 厚さ, ラス張, 植生ネット張, むしろ張り, アンカー打込み等必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
13 暗渠排水工事	1. 吸 水 渠	1 耕区当たり， 1 ～ 2 箇所の割合で撮影する。	埋設深，埋設間隔，その他必要箇所を撮影する。
	2. 集水渠（支線） 導水渠（幹線）	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	埋設深，その他必要箇所を撮影する。
14 フィルムダム工事	1. 監 査 廊	1 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅，厚さ，高さ，配筋，打継目その他必要箇所を撮影する。
	2. 堤 体 盛 土	盛立高さおおむね3～5mにつき 1 箇所 箇所の割合で各ゾーンごとに撮影する。 ストックパイルは造成の都度 1 箇所撮影する。	ゾーン幅，まき出し厚さ，転圧，レーキング，コンタクトクレー，リップラップ工，ストックパイル工，その他必要箇所を撮影する。
	3. 洪 水 吐	2 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅，厚さ，高さ，配筋，打継目その他必要箇所を撮影する。
	4. 埋 設 計 器	各計器ごとに撮影する。	埋設状況，埋設時のゲージの状態等について撮影する。
	5. グラウトボーリング	ボーリングの削孔長を全数撮影する。	削孔長は全数，その他必要箇所を撮影する。
15 頭首工事	1. 本 体	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅，厚さ，高さ，配筋，その他必要箇所を撮影する。
	2. 護床ブロック （異形ブロック）	施工面積おおむね200㎡につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	基礎地盤状況，据付け状況，その他必要箇所を撮影する。
16 海岸河川工事	1. 捨 石 工 消波ブロック	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅，高さ，その他撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法
撮影時期，撮影内容及び撮影方法については 別途特別仕様所による。	

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
17 た め 池 改 修 工 事	1. 堤 体 工	施工延長おおむね20～40mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	盛土幅員，まさ出し厚さ，転圧，法 長，法面（芝），法勾配，排水側溝， その他必要箇所を撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね2 スパンにつき1 箇所の割 合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜 撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継 目、パイプ布設、外観検査、ジョイ ント関係、その他必要箇所を撮影す る。
	3. 樋 管 工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね10mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜 撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋 打継目、その他必要箇所を撮影する

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
18 治 山 工 事	1. コンクリートダム	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	2. その他コンクリート構造物	上記と同一	上記と同一
	3. 暗 渠 工 水 路 工	施工延長おおむね50～100mにつき 1 ヲ所の割合で撮影する。	幅、埋設深、その他必要箇所を撮影する。
	4. 階 段 切 付 工	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は1 箇所撮影する。	段階幅、法勾配、法長、その他必要箇所を撮影する。
	5. 植生等の工種	上記と同一	法面状況、法勾配、法長、長さ、
	6. 柵 工(編柵類) (丸太柵工)	施工延長おおむね50～100mにつき 1 ヲ所の割合で撮影する。 上記未満は1 箇所撮影する。	杭間隔、高さ、長さ、その他必要箇所を撮影する。
	7. 鋼製柵工 コンクリート ベース付	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	床堀、基礎関係、幅、高さ、長さ、 その他必要箇所を撮影する。
	8. アンカー付吊柵	7. 鋼製柵工と同じ	基礎関係、幅、高さ、長さ、 その他必要箇所を撮影する。
	9. 木製構造物工	1. コンクリートダムと同じ	幅、厚さ、高さ、長さ、その他 必要箇所を撮影する。
	10. グライド 防止工 (木製三角枠工)	7. 鋼製柵工と同じ	幅、高さ、長さ、その他 必要箇所を撮影する。
	11. 鋼製ダム (スリット タイプ)	1. コンクリートダムと同じ	幅、厚さ、高さ、長さ、その他 必要箇所を撮影する。
	12. 鋼製構造物 (鋼製ダム スリットタイ プを除く)	1. コンクリートダムと同じ	幅、厚さ、高さ、長さ、その他 必要箇所を撮影する。
	13. 山腹水路工	3. 暗渠工・水路工と同じ	幅、厚さ、高さ、長さ、その他 必要箇所を撮影する。
	14. 鉄線籠等 構造物	施工延長100m又は1施工箇所につき 1 ヲ所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、長さ、その他 必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
18 治 山 工 事	森 林 整 備	地拵え	・ 施行前、施工中及び施工後の状況 ・ 伐採木の処理状況、筋置幅、その他必要な箇所
		植栽	・ 各施工団地毎に 10ha未満 1haにつき1箇所以上 10ha以上 10箇所以上
			・ 苗木の全本数及び規格
			・ 仮植地の全景及び仮植状況
		15. 施肥	・ 各施工団地毎に 施工面積 0.5ha未満 1箇所 0.5ha増毎に1箇所追加
			・ 施行前、施工中及び施工後の状況
			・ 使用前、後(空袋)の全施肥量及び運搬状況
		雪起し	・ 各施工団地毎に 施工面積 0.5ha未満 1箇所 0.5ha増毎に1箇所追加
			・ 1本あたりの施肥量
			・ 1本あたりの施肥量
		本数調整伐 除伐	・ 各施工団地毎に 施工面積 0.5ha未満 1箇所 0.5ha増毎に1箇所追加
			・ 施行前、施工中及び施工後の状況 ・ 雪起し木の樹高
			・ 使用材料(ワラ縄)の全数量
		下刈り	・ 選木状況、施工前、施工中及び施工後の状況 ・ 伐採木の胸高直径及び処理状況
			・ 施行前、施工中及び施工後の状況
			・ 施行前、施工中及び施工後の状況
		枝落し	・ 各施工団地毎に 施工面積 0.5ha未満 1箇所 0.5ha増毎に1箇所追加
			・ 各プロット毎に1回以上
			・ 枝落し高さ
		根踏み 割竹設置	・ 各施工団地毎に 施工面積 0.5ha未満 1箇所 0.5ha増毎に1箇所追加
			・ 施行前、施工中及び施工後の状況
			・ 各施工団地毎に適宜 割竹全本数及び規格・運搬状況

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
18	客土	・ 各施工団地毎に 施工面積 0.5ha未満 1箇所 0.5ha増毎に1箇所追加	・ 施行前、施工中及び施工後の状況
		・ 各施工団地毎に適宜	・ 使用前、後の全客土数量及び運搬状況
		・ 1プロットで樹種毎に3本	・ 1本あたりの客土量
	つる切	・ 各施工団地毎に 10ha未満 1haにつき1箇所以上 10ha以上 10箇所以上	・ 施行前、施工中及び施工後の状況
15	歩道新設 補修 刈払い	・ 各施工団地毎に 施工延長概ね100m毎につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所さつえいする。	・ 施行前、施工中及び施工後の状況 ・ 幅その他必要な箇所
治	山		
工	森		
事	林		
	整		
	備		

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
19 林 道 工 事	1. 林 道 工	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は1 箇所撮影する。	法長，法勾配，幅員，路盤厚，側溝 寸法幅員，その他必要箇所を撮影す る。
	2. 路 盤 工	上記と同一	上記と同一
20 地 す べ り 工 事	1. 杭 打 工	施工延長20～40mにつき1 箇所の割 合で撮影する。上記未満は1 箇所撮 影する。	径，長さ，本数，間隔，その他必要 箇所を撮影する。
	2. 集 水 井 工	構造図の寸法標示箇所を1 ロット毎 に撮影する。	径，高さ，配筋，その他必要箇所を 撮影する。
	3. 集排水ボーリ ング	各孔毎に撮影する。	径，延長，その他必要箇所を撮影す る。
	4. 法 留 工	施工延長40～80mにつき1 ヲ所の割 合で撮影する。上記未満は1 ヲ所撮 影する。	幅，高さ，長さ，詰石等必要箇所を 撮影する。
21 補 強 土 壁 工 事	補 強 土 壁 工 補 強 盛 土 工 テールアルメ工等	施工延長40mにつき1 箇所の割合で 撮影する。 上記未満は2 箇所撮影する。	盛土幅員，まきだし厚さ，高さ，そ の他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法

(参考) 農林水産部土木工事写真撮影要領

令和5年3月28日

農整第650号

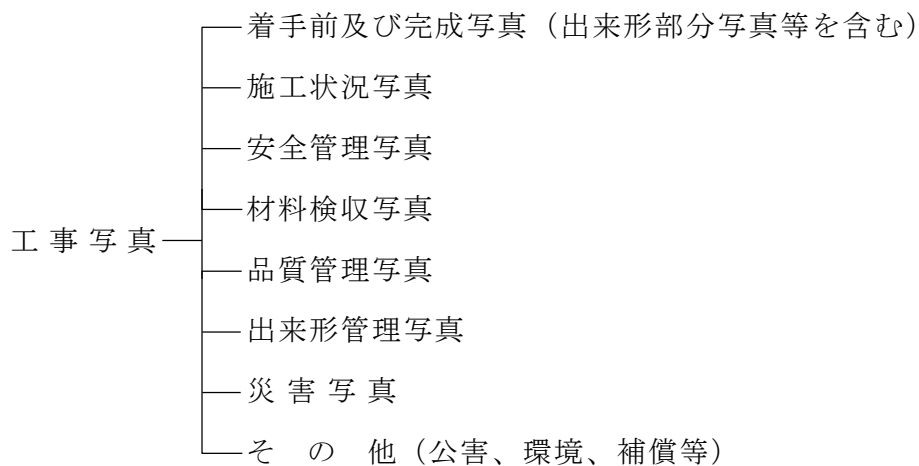
農林水産部長通知（改定）

(適用範囲)

1. この写真撮影要領は、富山県農林水産部土木工事施工管理基準第4の3に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

(工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



(工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所を示すものとする。

(2) 撮影方法

写真の撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黑板等を被写体とともに写し込むものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 作 業 内 容
- ④ 測 点（位置）
- ⑤ 設 計 寸 法
- ⑥ 実 測 寸 法
- ⑦ 略 図

小黑板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

なお、特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4. 工事写真は次の場合は省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影は省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

(写真の色彩)

5. 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は、別の大きさとすることができる。

- (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。
- (2) 異形ブロック等、同一写真が数多くなるものは、代表写真を除き密着写真とする。
- (3) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

7. 工事写真帳は、A4版とする。

(工事写真の提出部数)

8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 電子納品対象の場合は、富山県電子納品運用ガイドライン（案）に基づき、以下のとおりとする。

- ① 中間検査・段階確認写真については、電子データ（JPEG）により監督員へ提出する。
- ② 工事写真及び着工前・完成写真帳を格納した、電子媒体（CD-R または DVD-R※注1）を1部提出する。

注1）大容量データにより1枚のCD-Rに格納することができない場合、受発注者間の協議によりDVD-Rも可とする。

- (2) 電子納品対象外の場合は、以下のとおりとする。

- ・工事写真として、工事写真帳を工事完成時に1部提出する。

(注意事項等)

9. 別紙撮影箇所の適用について、次の事項に留意するものとする。

- (1) 工事写真は、工事内容が的確に判断できるように撮影するものとし、撮影項目、撮影頻度等が工事内容により合致しない場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。
- (2) 施工状況の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視部となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を写真帳に添付する。
- (5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
- (6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については類似工種を準用するものとする。

附則

この要領は、平成26年10月15日以降の工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降の工事から適用する。